

特定相談支援事業
・障害児相談支援事業
指定申請の手引き
Ver. 2

平成27年7月

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

はじめに

この手引きは、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の事業概要や指定申請手続きの概要を解説したものです。

障害者や障害児に対する障害福祉サービスの分野では、平成 24 年 4 月から、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成対象者が段階的に拡大され、平成 27 年 4 月以降は、原則として全ての障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用者を対象にサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成することとなりました。

このため、川崎市内においても指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の新設・拡充が喫緊の課題となっております。

本手引きを御参照いただき、皆様の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の開設の一助となれば幸いです。

(本手引きをお読みいただく場合の注意点)

- ・この手引きでは、特定相談支援事業を中心に制度の概要等の説明を行います。詳しい内容については、関係法令、告示、通知等を確認いただくか、障害計画課へお問い合わせください。
- ・基本的に障害児相談支援事業についても、特定相談支援事業を準用しますが、詳細は障害計画課へお問い合わせください。
- ・本手引きは、指定申請にあたっての手引きです。指定後に相談支援業務を行うにあたっては、本手引きとは別に、他の各種手引きや「ふれあい ー障害福祉の案内ー」等を御参照ください。

目次

| | |
|--|----|
| はじめに..... | 1 |
| 第1章 相談支援事業について..... | 3 |
| 1 相談支援事業の種類..... | 3 |
| （1）法律上の位置づけ..... | 3 |
| （2）川崎市における相談支援体制..... | 5 |
| 2 計画相談支援・障害児相談支援の概要..... | 7 |
| （1）計画相談支援・障害児相談支援の対象サービス..... | 7 |
| （2）計画相談支援・障害児相談支援の必要性..... | 8 |
| （3）計画相談支援等及び支給決定の流れ..... | 12 |
| （4）計画相談支援開始の流れ（18歳以上のみ）..... | 18 |
| （5）計画相談支援等の提供に伴う報酬（計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費）とその請求方法..... | 19 |
| 3 相談支援専門員について..... | 24 |
| （1）相談支援専門員となるために必要な一定の実務経験..... | 24 |
| （2）相談支援従事者研修..... | 28 |
| 第2章 特定相談支援事業・障害児相談支援事業の指定申請..... | 29 |
| 1 指定申請について..... | 29 |
| （1）指定スケジュール..... | 29 |
| （2）申請から指定までの流れ..... | 29 |
| （3）申請時の注意点..... | 30 |
| （4）その他..... | 31 |
| 2 指定基準について..... | 32 |
| 参考資料1..... | 34 |
| 参考資料2..... | 54 |

第1章 相談支援事業について

1 相談支援事業の種類

(1) 法律上の位置づけ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）における相談支援は、「①基本相談支援」、「②地域相談支援」、「③計画相談支援」「④市町村による相談支援」に分かれています（詳しくは、次頁「図：相談支援事業の種類」を御参照ください。）。

このうち、「①基本相談支援」と「②地域相談支援」のいずれも行う事業を「一般相談支援事業」といい、「①基本相談支援」と「③計画相談支援」のいずれも行う事業を「特定相談支援事業」といいます。障害者総合支援法の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に当たって作成する計画を「サービス等利用計画」といい、サービス等利用計画の作成については、「特定相談支援事業」に位置付けられます。

計画相談支援を提供し、市から報酬（計画相談支援給付費）の支払いを受けるには、あらかじめ「指定特定相談支援事業者」の指定を受ける必要があります。

また、児童福祉法においては、障害者総合支援法における「③計画相談支援」に相当するものとして、「⑤障害児相談支援」があります。児童福祉法の障害児通所支援の利用に当たって作成する計画を「障害児支援利用計画」といい、障害児支援利用計画の作成は「障害児相談支援事業」に位置付けられます。

障害児相談支援を提供し、市から報酬（障害児相談支援給付費）の支払いを受けるためには、あらかじめ「指定障害児相談支援事業者」の指定を受ける必要があります。

なお、指定権者は、川崎市長であり、川崎市に対して申請をしていただきます。

【Q&A】

（障害児相談支援に取り組みたい場合）

（問） 障害児に取り組みたい場合は、「指定障害児相談支援事業者」の指定のみを受ければよいのですか。

（答） 障害児については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、基本的には指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けてください（平成24年2月20日厚生労働省全国障害保健福祉主管課長資料より）。

（一般相談支援事業〔地域移行支援・地域定着支援〕に取り組みたい場合）

（問） 一般相談支援事業に取り組みたい場合は、「指定一般相談支援事業者」の指定のみを受ければ良いのですか。

（答） 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の支給決定においても、サービス等利用計画の作成が必要となるため、「指定一般相談支援事業者」の指定に併せて、「指定特定相談支援事業者」の指定についてもご検討ください。「指定一般相談支援事業者」の指定も川崎市が指定の事務を行っています。なお、地域移行支援・地域定着支援の両方を実施するにはそれぞれの指定が必要です（例：地域移行支援のみ指定⇒地域移行支援は実施可能ですが、地域定着支援は実施できません）。

今後、川崎市において地域移行を推進するためにも、特定相談支援事業と併せて、一般相談支援事業の指定も受けていただき、地域移行支援を積極的に実施していただきますようお願いいたします。

「一般相談支援事業」 = 「①基本相談支援」+「②地域相談支援」
「特定相談支援事業」 = 「①基本相談支援」+「③計画相談支援」
「障害者相談支援センター」= ①～⑤を実施（※②の地域定着支援はセンターによって異なります）

【図：相談支援事業の種類】

| | | | |
|------------------------|--|---|--|
| 障害者総合支援法 | ① 基本相談支援 | 地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者、障害児の保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を総合的に行います。 (※川崎市が委託して実施している川崎市障害者相談支援センターとは異なります。) | |
| | ② 地域相談支援 | 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者へ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。 |
| | | 地域定着支援 | 居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。 |
| | ③ 計画相談支援 | サービス利用支援 (計画作成) | ○支給決定や支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。 ○支給決定後や支給決定の変更後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。 |
| 継続サービス利用支援 (モニタリング) | | ○厚生労働省令で定める期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行います。 ○指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行い、必要に応じて利用者に支給決定の変更にかかる申請を勧奨します。 | |
| ④ 市町村による相談支援 | 障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。 川崎市では、民間事業者へ委託し、「障害者相談支援センター」にて実施しています。 | | |
| 児童福祉法 | ⑤ 障害児相談支援 | 障害児支援利用援助 (計画作成) | ○支給決定や支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。 ○支給決定後や支給決定の変更後に、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成します。 |
| | | 継続障害児支援利用援助 (モニタリング) | ○厚生労働省令で定める期間ごとに、障害児通所支援等の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行います。 ○指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行い、必要に応じて利用者に支給決定の変更にかかる申請を勧奨します。 |

(2) 川崎市における相談支援体制

川崎市においては、前頁「④市町村による相談支援」を民間事業者へ委託し、障害者相談支援センターにて実施しています。

障害者相談支援センターは、各区に基幹相談支援センター1か所、地域相談支援センター3か所を設置（1区あたり4か所の障害者相談支援センター）しており、障害種別や年齢、課題の種別を問わずにワンストップで一次相談を受け付ける体制を整えています。障害者相談支援センターにおいては、一次相談のほか、障害福祉サービスを利用していない方への支援や一定程度集中的な支援が必要と考えられる方に対する計画相談支援を行っています。また、基幹相談支援センターは、地域づくりや地域の相談支援体制強化の取り組み等を行っています。

なお、障害者相談支援センターでは、委託業務に支障をきたさないよう、計画相談支援・障害児相談支援の実施件数に上限を設けています（基幹相談支援センターおおむね40件、地域相談支援センターおおむね60件）。

【障害者相談支援センターと特定相談支援事業者の役割イメージ】

○障害者相談支援センター

- ・一次相談窓口として、年齢や障害種別を問わずに相談を受け付ける
- ・障害福祉サービスを利用していない方への支援を実施
- ・一定程度の集中的な支援が必要と考えられる方に対する計画相談支援を実施

○特定相談支援事業者

- ・計画相談支援の中心的な担い手

【Q&A】

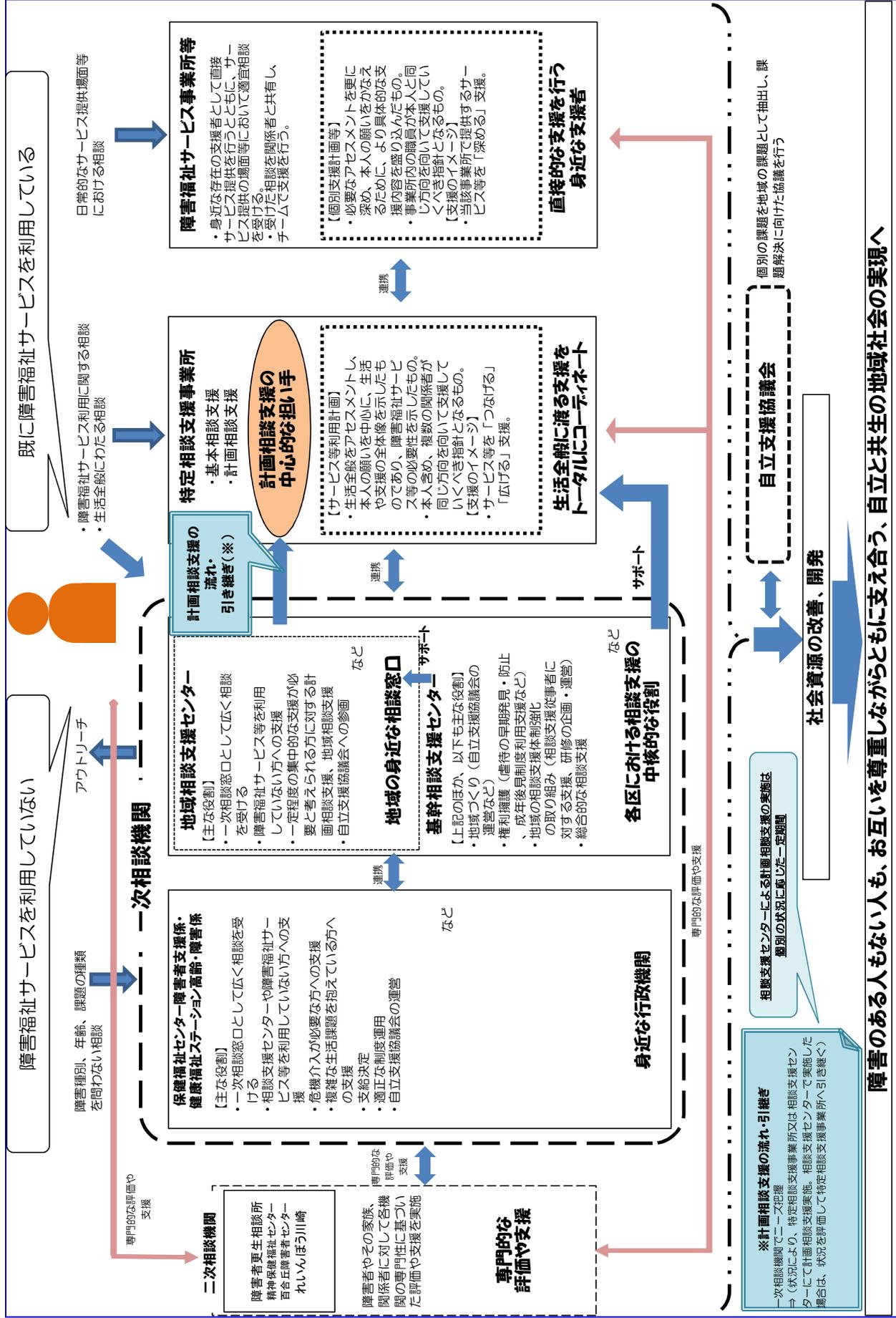
(相談支援専門員が困ったときの相談先について)

(問) 相談支援を行っていて困った場合には、相談支援専門員自身の相談先はありますか。

(答) 基幹相談支援センターでは、地域の相談支援体制強化の取り組みの一つとして、地域の相談支援事業者に対する支援（面接・訪問・ケア会議への同行・同席や、特定相談支援事業所への訪問等による助言・相談支援への協力等）を行っています。お困り際にはご相談ください。

また、各区保健福祉センター障害者支援係・各地区健康福祉ステーション高齢・障害係にはCW等が配置されています。適宜連携をとりながら支援を行ってください。

なお、専門的な事柄については、障害者更生相談所・精神保健福祉センター・百合丘障害者センター（障害者更生相談所・精神保健福祉センターの分室として、多摩区・麻生区を担当）、れいんぼう川崎在宅支援室において、相談支援専門員以外の専門職（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職等）による専門的な評価や支援を行っています。各機関により専門性や配置されている職種が異なりますので、御確認のうえ、必要に応じてご相談ください。各機関の概要や相談可能な内容につきましては、各機関へお尋ねいただくか、「ふれあいー障害福祉の案内ー」等を御参照ください。



2 計画相談支援・障害児相談支援の概要

(1) 計画相談支援・障害児相談支援の対象サービス

平成 24 年 4 月に行われた障害福祉サービスの支給決定プロセスの見直しにより、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」といいます。）利用時は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」といいます。）が必要になりました。

【計画が必要となるサービス】

「障害者総合支援法のサービス」 ※地域生活支援事業のみ利用の場合には、対象外。

○介護給付……………居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、施設入所支援

○訓練等給付……………自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助（グループホーム）

○地域相談支援……………地域移行支援、地域定着支援

「児童福祉法のサービス」

○障害児通所支援……………児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

※地域生活支援事業……………地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援等

【Q&A】

（計画相談支援の例外）

（問）計画相談支援を実施しない場合はあるのですか。

（答）計画相談支援を実施しない場合は、主に3種類あります。

①指定特定相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合（セルフプランの場合）。

②介護保険によるケアプランが作成されている場合（ただし、障害福祉サービス固有のもものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等を利用する場合は必要です）。

③障害児相談支援を利用している場合（計画相談支援と障害児相談支援の両方が対象となる場合には、計画相談支援に関する報酬算定は不可となるため）。

なお、上記のほか、障害福祉サービスを利用しない場合も計画相談支援の対象とはなりません。

（例）・地域生活支援事業のみ利用する場合（地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援等）。

・保健医療サービスのみを利用する場合（診察、デイケア、訪問看護等）。

（1種類の障害福祉サービスしか利用していない場合）

（問）これまで1種類の障害福祉サービスしか利用していなかったような利用者であっても、計画相談支援は必要となるのですか（例：短期入所のみ等）。

（答）（前問のような例外を除き）必要です。

(2) 計画相談支援・障害児相談支援の必要性

計画相談支援・障害児相談支援（以下「計画相談支援等」といいます）の必要性については、次のように整理することができます。

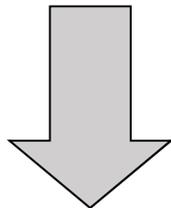
「全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨」（厚生労働省資料を基に作成）

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等の重要性については、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成 14 年 3 月 31 日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言されて、その後、
* 社会保障審議会障害者部会報告書（平成 20 年 12 月 26 日）においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】* 報告書の記載事項を整理すると、次のとおり（平成 26 年 2 月 27 日付け厚生労働省事務連絡）

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- (3) 可能な限り中立な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能になること



サービス等利用計画等はツール

【目指すもの】

- 各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。
- そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

障害者ケアマネジメントの必要性については、障害者ケアガイドラインにおいて、次のように述べられていますので、一部を抜粋します。

「障害者ケアマネジメントの必要性」

- 障害者が地域で支援を受けようとする際に、地域ではサービスが広く偏在しているため、サービスを利用しにくい状況にある。したがって、障害者が地域で生活することを支援するためには、生活ニーズに基づいたケア計画にそって、複数のサービスを一体的・総合的に提供する必要がある。
- 障害者は、地域で自分らしく主体的に生活することを望んでおり、単に福祉サービスを提供するだけでなく、障害者のエンパワメントを図る観点から福祉・保健・医療・教育・就労等の様々なサービスを提供する必要がある。障害者ケアマネジメントは、このような観点からケア計画を作成してサービスを提供する方法であり、様々な生活上の課題がある中で、自ら希望する生活を模索していく障害者の地域生活を支援するためには、障害者ケアマネジメントの援助方法は不可欠である。
- 障害者がさまざまなサービスを受けようとするとき、障害者の生活ニーズに合ったサービスが求められている。障害者の生活ニーズと合っていないサービスが提供された場合には、サービス提供者と調整し、適切なサービスが提供されるよう働きかける必要がある。その際に、障害者自身がサービス提供者と調整するのが難しかったり、自分自身の意思を伝えられなかったりすることによって、障害者の抱えている課題が解決されないこともある。障害者ケアマネジメントは、障害者の権利擁護の観点に立って、生活ニーズと社会資源を適切に結びつける機能をもっている。障害者の自己決定・自己選択を尊重するためにも、障害者ケアマネジメントの援助方法を導入する必要がある。

（「障害者ケアガイドライン 平成 14 年 3 月 31 日厚生労働省」より一部抜粋）

また、サービス等利用計画の必要性については、「サービス等利用計画作成サポートブック（日本相談支援専門員協会発行）」において、次のように述べられており、こちらも一部を抜粋します。

「サービス等利用計画の必要性」

サービス等利用計画の必要性を、サービスを(1)利用する立場（障害者や家族）、(2)提供する立場（事業者）、(3)支給決定する立場（行政）、(4)地域全体の立場から考えてみます。

1. ニーズに基づいた本人中心の支援を受けられる

ノーマライゼーションの実現に向けて、多くの障害者が住み慣れた地域社会で普通の生活を営み、活動できることを望んでいます。しかし、障害者が地域で生活をしようとする、さまざまな困難に直面します。移動やコミュニケーションの困難さや置かれた状況等により、障害者は自らの確にサービスを利用していくことに困難を抱えている場合が多いといわれています。特に、地域ではサービスや資源が広く散在しているため、自分が利用できるサービスや資源について情報を得て、自分で利用の手続を行っていくことは至難の業です。これらの困難を考えると、障害福祉サービス等の幅広い情報の提供を受け、活用できるサービス等について懇切丁寧な説明を受け、望む生活を含む必要なニーズのアセスメントを受け、利用計画にそって複数のサービス等の調整を受け、一体的・総合的にサービスを提供されることにより、真の障害者のニーズに基づく本人中心の支援を受けることが可能となるでしょう。

2. チームによる質の高いサービスが提供できる

障害者については、幼児期から学齢期、成人期や老年期まで、そのライフステージによって、その支援者、関係機関等はさまざまに変化していきます。サービス等利用計画は、ライフステージを通して切れ目なく支援をつなぐことを可能にします。利用するサービスについても、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域にまたがり、サービスもフォーマル・インフォーマルと多様となっており、これらを適切に調整していくため各領域の共通言語であるサービス等利用計画が不可欠です。サービス等利用計画により、それぞれの領域を超えてチームアプローチや協働による支援が可能となります。また、計画に基づく支援は Plan→Do→Check→Action というプロセスであり、この過程を通して質の高いサービスを提供することができるようになります。

3. サービス提供（支給決定）の根拠となる

サービス等利用計画は、ケアマネジメント手法を活用し、障害者の生活実態、ニーズや置かれている状況をアセスメントして、障害者本人の望む生活への意思を尊重して作成するものです。従来、どのような障害者に、どのような種類のどのくらいの量のサービスを提供したらよいかという基準は不明確でした。サービス等利用計画案は、障害者の生活実態や望む生活等のニーズを明らかにし、それを実現するためにはこのような種類のこれだけの量のサービスが必要であるということを明らかにするものです。この意味で、サービス等利用計画案は、支給決定を含むサービス提供の根拠となるもの、サービス等利用計画案によって、エビデンス（根拠）に基づいた支給決定及びサービス提供が行われることとなります。特に、フォーマルサービスには公費が支出されていることを考えれば、市町村、都道府県、国にとつて、サービス等利用計画は財政支出の根拠となるものです。

4. 地域全体のサービス充実の契機となる

サービス等利用計画の作成及び作成のためのサービス等調整会議等を通して、地域の量的に不足しているサービスやそもそも存在していないサービス等についての気づきが生まれます。このような個別のサービスの課題から地域全体のサービスの課題への認識へと発展します。それが、自立支援協議会等で検討され障害者計画等に反映されることにより、地域における障害者サービスの充実に結びついていくものと考えられます。この意味で、サービス等利用計画は、地域全体のサービスを充実させていく契機となるものです。

（「サービス等利用計画作成サポートブック 日本相談支援専門員協会」より一部抜粋）

【Q&A】

（サービス等利用計画と個別支援計画）

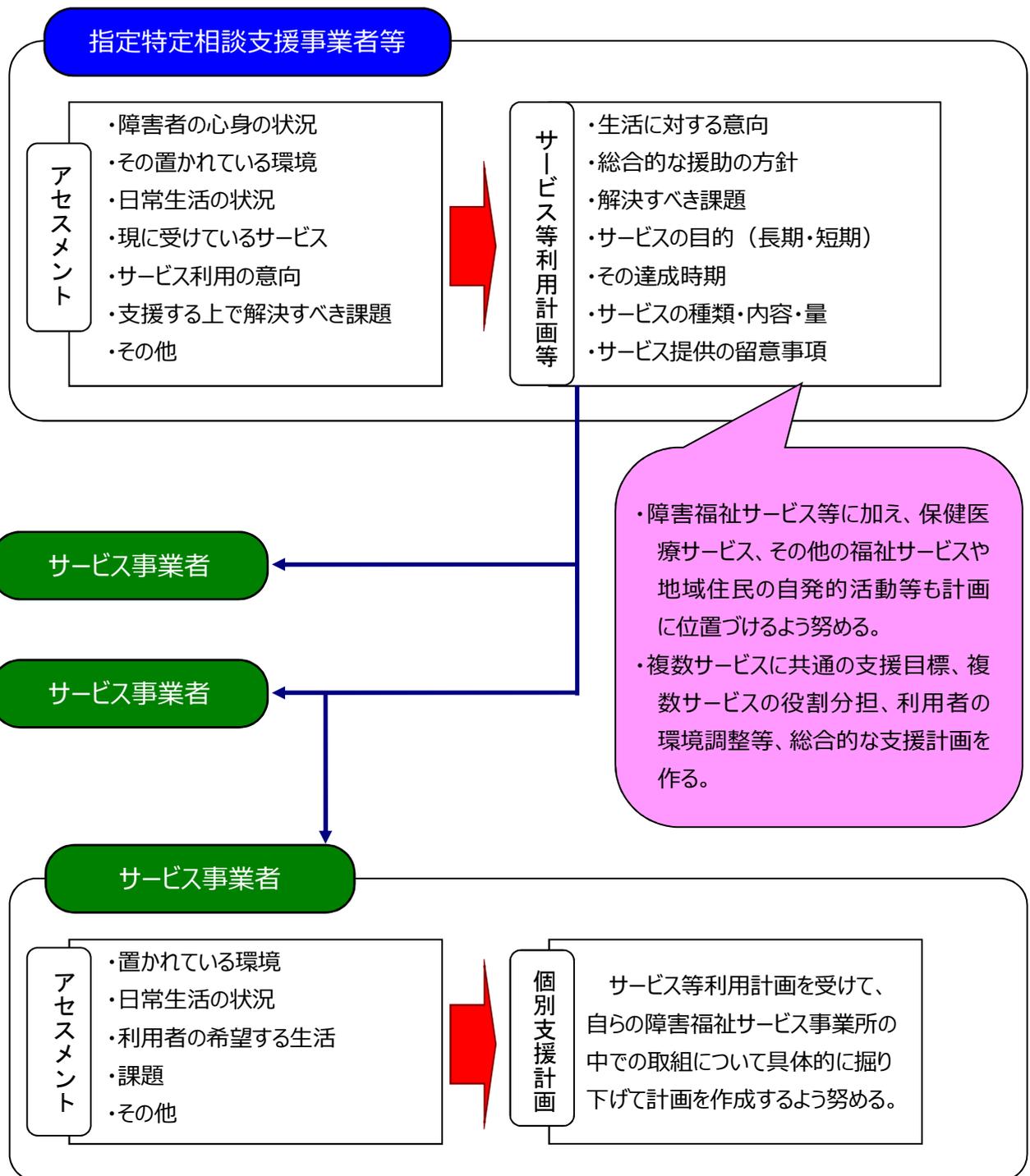
（問）サービス等利用計画と個別支援計画の違いを教えてください。

（答）サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を塔まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成します。一方、個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するものです。詳しくは次頁を御確認ください。

相談支援専門員は、他のサービスの個別支援計画とサービス等利用計画との間に齟齬がないように、サービス提供事業者と計画の内容について調整する必要があります。

●サービス等利用計画等と個別支援計画の関係

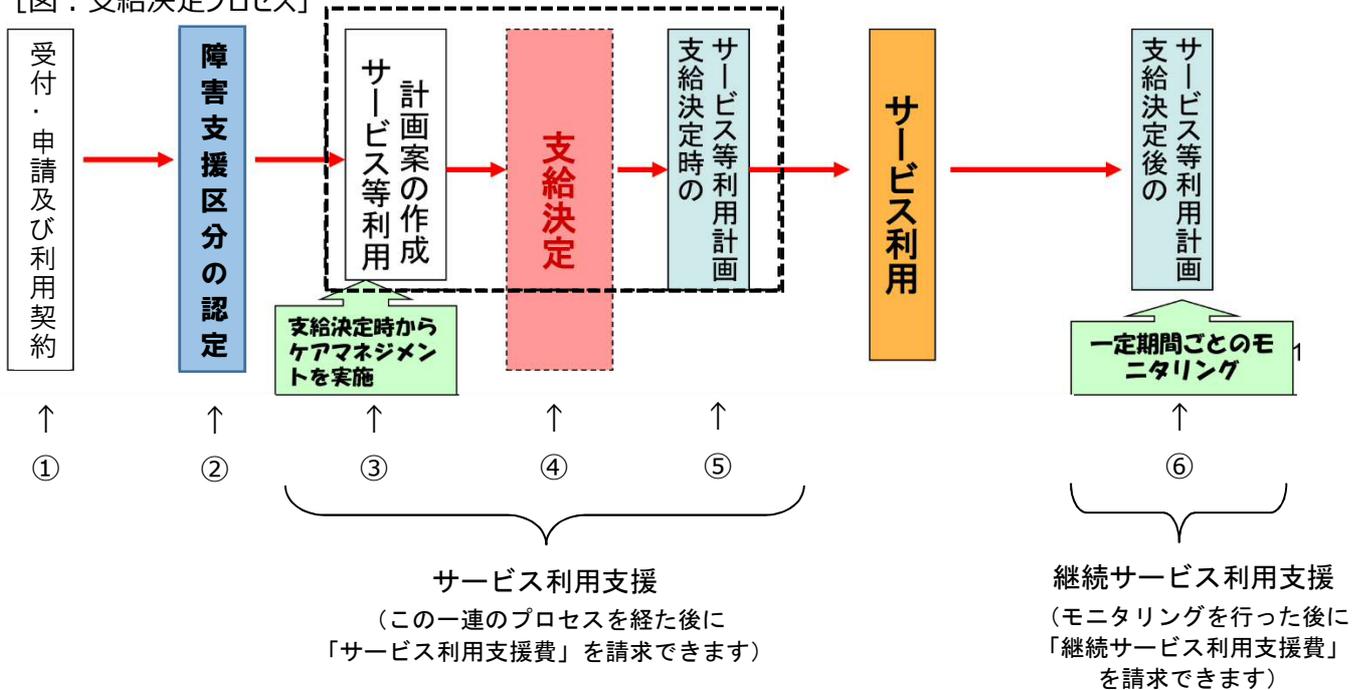
- サービス等利用計画等については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



(3) 計画相談支援等及び支給決定の流れ

平成 24 年 4 月の支給決定プロセスの見直しにより、下図のように障害福祉サービス等の支給決定が行われることとなりました。

[図：支給決定プロセス]



具体的には、以下のような流れとなります。

① 受付・申請及び利用契約

保健福祉センター・健康福祉ステーション（以下「保健福祉センター等」といいます。）は、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」といいます。）からの申請を受付けます。保健福祉センター等は、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」といいます。）の提出依頼を行います（「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を渡す）。

保健福祉センター等よりサービス等利用計画案等の提出を求められた障害者は指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」といいます。）へサービス等利用計画案等の作成を依頼します。障害者等と指定特定相談支援事業者等は計画相談支援・障害児相談支援（以下「計画相談支援等」といいます。）の提供について契約を行います。

（※障害者等は、希望する場合には指定特定相談支援事業者等と契約を行わずに、指定特定相談支援事業者等以外の方が作成したサービス等利用計画案等（「セルフプラン」といいます。）を提出することもできます。セルフプランの場合には指定特定相談支援事業者等と契約を行わず、計画相談支援等の対象にもなりません。）

② 障害支援区分の認定

保健福祉センター等が障害者の障害支援区分（6段階）の認定を行います。なお、訓練等給付（介護の提供を必要とするグループホームを除きます）のみの場合には、調査のみ実施し、障害支援区分の認定は不要です。

※障害児の場合には、原則として障害支援区分認定を行いません。ただし、場合によって別の調査を行うことがあります。

③ サービス等利用計画案等の作成

指定特定相談支援事業者等は、障害者等の置かれている状況や障害福祉サービス等の利用に関する意向、障害支援区分等を勘案し、障害者等が利用する障害福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案等（【サービス等利用計画案の内容】を参照してください。）を作成します。

作成後は、障害者等へ渡し、障害者等が保健福祉センター等へ提出します（ただし、障害者等の了解のもと、指定特定相談支援事業者等から保健福祉センター等へ直接提出することも可能です）。作成にあたっては以下の点に留意してください。

【留意点】

- ・利用者の希望等をふまえて作成するよう努めなければならない。
- ・継続的かつ計画的な保健、医療、福祉、就労支援、教育等（以下「福祉サービス等」という。）の利用が行われるようにしなければならない（継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがないようにすること）。
- ・サービス等利用計画等には、保健医療サービスや地域生活支援事業等、障害福祉サービス以外のサービスや当該地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置づけることにより、総合的な計画となるよう努めなければならない。
- ・利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域の障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供しなければならない。
- ・特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏った情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案等を最初から提示することがあってはならない。
- ・アセスメントにあたっては、利用者の居宅等（計画相談支援は「居宅、障害者支援施設等、精神科病院」。障害児相談支援は「居宅」）を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない（計画相談支援の計画作成に係るアセスメントのみ、平成 28 年 3 月末までに限り、日中活動系事業所でも可）。この場合、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得なければならない。このため、面接技法等の研鑽に努めることが重要である。
- ・サービス等利用計画案等については、内容を利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得て、利用者等に交付する。

【サービス等利用計画案等の内容】

- 1 利用者及びその家族の生活に対する意向
- 2 総合的な援助の方針
- 3 生活全般の解決すべき課題
- 4 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- 5 福祉サービス等の種類、内容、量
- 6 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- 7 モニタリング期間

④ 支給決定

保健福祉センター等は、サービス等利用計画案等（セルフプランの提出も可）と厚生労働省令で定める事項を勘案して障害者等に対して支給決定を行います。

なお、提出を受けたサービス等利用計画案等が支給決定基準と乖離するときは、「非定型の支給決定」としてサービス調整会議（及び市審査会）において必要量等を検証の上、必要と認められる範囲内で支給決定を行います。

そのため、サービス等利用計画案等の作成にあたっては、この基準の超過の有無についても確認することが必要です。計画作成時には、基準について各区保健福祉センター等へお問い合わせください。サービス調整会議は各区において概ね月 1 回程度、市審査会は月 1 回実施しています。開催日程についても各区保健福祉センター等へ確認してください。

⑤ 支給決定後のサービス等利用計画等作成

支給決定後、指定特定相談支援事業者等が、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案等の内容について説明を行い、福祉サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画等（サービス等利用計画案の内容に加え、「福祉サービス等の利用料」「福祉サービス等の担当者」を記載したもの）を作成し、利用者等へ渡すとともに、サービス等利用計画等の写しを保健福祉センター等へ提出します。

指定特定相談支援事業者等が行う、③⑤のサービス等利用計画等の作成に係る一連のサービスを「サービス利用支援・障害児支援利用援助（以下「サービス利用支援等）」」といいます。支給決定後のサービス等利用計画等の作成にあたっては、以下の点に留意してください。

【留意点】

- ・各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要がある。
- ・サービス担当者会議等を踏まえた計画の内容について、利用者又はその家族へ説明し、文書により同意を得て、利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付する。また福祉サービス等の担当者に計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置づけを理解できるように配慮する必要がある。

⑥ 継続サービス利用支援（一定期間ごとのモニタリング）

支給決定後も一定期間ごとに、指定特定相談支援事業者等により、モニタリングを実施して計画の見直しを行い、その結果に基づき、必要に応じて利用者に支給決定の変更申請を行うよう奨励します。モニタリング実施後にはモニタリング報告書を作成し、保健福祉センター等へ提出します。これらのモニタリングに係る一連のサービスを「継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助（以下「継続サービス利用支援等」）」といいます。実施にあたっては以下の点に留意してください。

なお、支給決定の変更申請を行うに至った際には、改めてサービス等利用計画案等が必要となりますので、サービス利用支援を実施してください。

（※セルフプランの場合にはモニタリングは不要です。）

【留意点】

- ・利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせ、利用者に提供し続けることが重要である。このため、相談支援専門員は利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画作成後においても、利用者及びその家族、サービス提供事業者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や解決すべき課題の把握を行う。
- ・必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業を行う者等との連絡調整等を行うとともに、支給決定が必要な場合には利用者に対して変更申請の勧奨を行う。
- ・解決すべき課題の変化は、サービス提供事業者等により把握されることも多いことから、緊密な連携を図り、円滑な連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。
- ・保健福祉センター等が定めるモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等（居宅、障害者支援施設等、精神科病院、障害児相談支援は「居宅」）で面接を行うこと。

[モニタリング期間の考え方]

モニタリング期間については、保健福祉センター等が、指定特定相談支援事業者等の提案を踏まえて以下の「ア 勘案事項」及び「イ 期間」を勘案して、個別の対象者ごとに設定します。

ア 勘案事項

- a 障害児者の心身の状況
- b 障害児者の置かれている環境
 - ・ 地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、就労への移行等）の変化の有無 等
- c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項

イ 期間

下記の a～d に掲げる期間は「標準」であるため、保健福祉センター等は次の標準期間をふまえつつ障害者等の状況に応じて、「2 か月ごと」「3 か月ごと」や、在宅サービスの利用者を「1 年ごと」とする等柔軟に設定す

ることが可能である。具体的には、指定特定相談支援事業者等が、サービス等利用計画案等において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、保健福祉センター等が設定する。なお、標準期間によらない設定を行う場合には、その根拠と必要性を明確にした上で設定することが必要である。

一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等と連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが予想され、逆に状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

- a 新規で居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護の支給決定を受けた者又は自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援 A 型の暫定支給決定を受けた者又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者
→ 1 か月（毎月）ごと
（ただし、当該支給決定、暫定支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して 3 か月間に限る。なお、この場合の「新規」とは障害福祉サービス自体の新規利用を指しており、計画相談支援の新規ではないことに留意。）
- b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも a に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの
→ 1 か月（毎月）ごと
 - (a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - (b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - (c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けすることができる者
- c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者、地域定着支援を利用する者（いずれも a 及び b に掲げる者を除く。）、地域移行支援を利用する者（a に掲げる者を除く。）若しくは障害児通所支援を利用する障害児
→ 6 か月ごと
- d 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用する者（a に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）
→ 1 年ごと

障害児者に対するきめ細かな支援を提供するためには、利用者の心身の状況に合わせたモニタリング期間の設定が重要であり、厚生労働省より上記の a～d の期間よりきめ細かなモニタリングが必要と想定される対象者について次のとおり、計画相談支援・障害児相談についてそれぞれ例示が示されています。

○きめ細かいモニタリングの実施（2、3か月ごと）が必要な対象者像

【計画相談支援】

- ①就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- ②生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ③障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者
- ④利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- ①学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ②就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

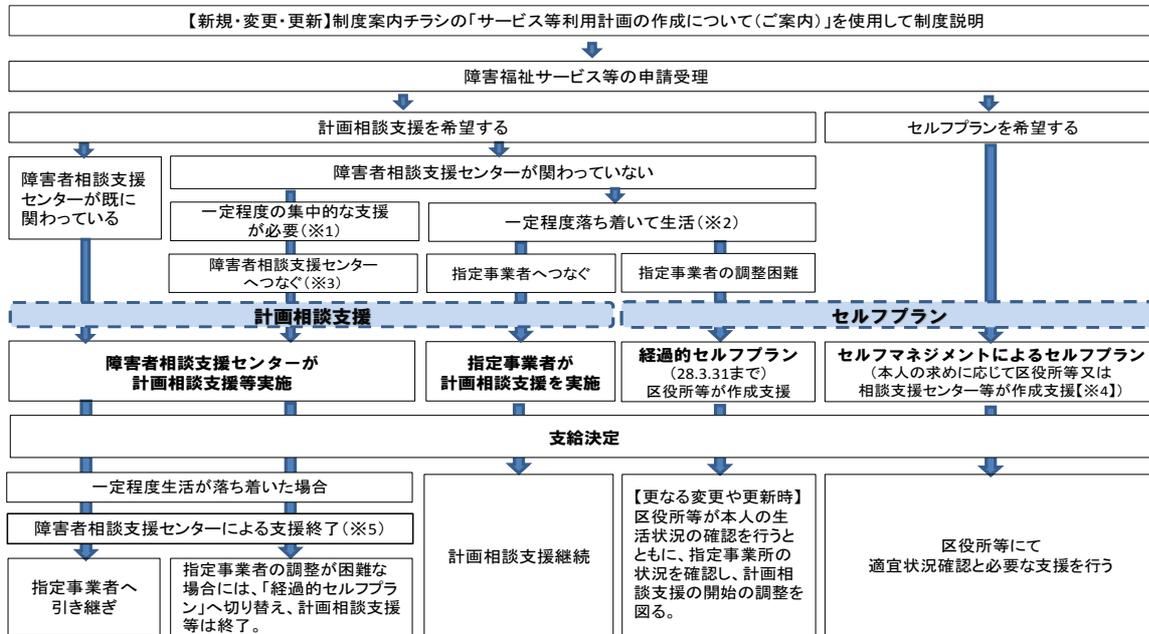
※サービス等利用計画案等・サービス等利用計画等及びモニタリング報告等の様式は、「障害福祉情報サービス かながわ」へ掲載しています。

（「障害福祉情報サービス かながわ トップページ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒
「3. 新規指定申請様式等（相談支援事業）」
https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=99&topid=3

(4) 計画相談支援開始の流れ (18歳以上のみ)

計画相談支援開始の流れは下図のとおりです。なお、平成28年3月31日までの経過的な措置として、計画相談支援の実施が困難な場合、保健福祉センター等においてサービス等利用計画（厚生労働省が示す「代替プラン」に相当するものであり、本市においては「経過的セルフプラン」といいます。）を作成します。

計画相談支援の流れ①



計画相談支援の流れ②

- ※1 「一定程度の集中的な支援が必要な場合」の想定例
 - ・危機介入は要しないが、ニーズが明らかでなかったり、複数のニーズを抱えており、一定の調整や支援を要する場合。
 - ・生活の立て直しが必要な場合。
- ※2 「一定程度落ち着いて生活している」の想定例
 - ・既にサービスを継続的に利用し、関係機関による支援体制が構築されており、必要な支援が提供されている場合。
 - ・短期入所や通所系のみ利用、又は、訪問系サービスの支給量が国庫負担基準内の場合(ただし、一律に判断するのではなく、生活状況を確認したうえでの判断が必要)。
- ※3 「相談支援センターへつなぐ」想定例
 - 【基幹相談支援センター】
 - ・複雑な生活課題を抱えている場合(虐待、多問題家族、支援関係がとりにくい、など)。
 - 【地域相談支援センター】
 - ・支援者側と支援関係を築ける場合。
 - ・本人や家族が希望している場合。
- ※4 「セルフマネジメントによるセルフプラン」の作成支援において想定される例
 - ・制度や各種社会資源に関する情報提供、及び計画作成やサービス調整等に関する支援等
- ※5 相談支援センターの支援終了にあたっては、計画が妥当であったか、設定した目標の達成状況やサービスの利用状況、利用者や家族の満足度はどの程度であったか、ニーズは満たされたのか、新たなニーズと支援の再設定の必要性等を勘案する。相談支援センターの支援が終了する対象者に対しては、相談支援センターによる継続支援は一旦終了しても、相談は随時可能なこと、継続支援の再開も可能であることを伝える(契約は終了し、登録は継続)。

(5) 計画相談支援等の提供に伴う報酬（計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費）とその請求方法

サービス等利用計画等の作成やモニタリングに要する費用は、法定代理受領であり、川崎市から指定特定相談支援事業者等に報酬が支給され、原則として利用者負担は生じません。

ただし、指定特定相談支援事業者等が、通常の実施地域以外で計画相談支援等を行った場合には、事前に利用者の同意を得たうえで利用者から交通費の支払いを受けます。

① 報酬算定に当たっての基本的な考え方

ア サービス利用支援費・障害児支援利用援助費（以下「サービス利用支援費等」という。）及び継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費（以下「継続サービス利用支援費等」という。）は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費等については1,611単位、継続サービス利用支援費等については1,310単位しか算定することができない。

イ 同一の月に継続サービス利用支援等を行った結果、サービス利用支援等を行った場合は、継続サービス利用支援費等は算定せず、サービス利用支援費等のみを算定する。月がまたいだ場合も同様。

ウ サービス利用支援等を行った後、同一の月に継続サービス利用支援等を行った場合は、サービス利用支援費等及び継続サービス利用支援費等の両方を算定できる。

エ サービス利用支援費等は、障害福祉サービス等の適用年月日の属する月の提供分として算定する。

② 報酬（計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費）の概要

（※計画相談支援⇒1単位=10.72円 障害児相談支援⇒1単位=10.78円 いずれも平成27年度）

| | サービス内容 | 報酬 | 算定要件 |
|---|----------------|------------|--|
| 1 | サービス利用支援費等 | 1,611単位/月 | サービス利用支援等を行った場合に算定（※1～4）。 |
| 2 | 継続サービス利用支援費等 | 1,310単位/月 | 継続サービス利用支援等を行った場合に算定（※1～4）。 |
| 3 | 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ） | ▲705単位/月 | 介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要介護1・2の者に対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算（※5）。 |
| 4 | 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ） | ▲1,007単位/月 | 介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要介護3～5の者に対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算（※5）。 |

| | | | |
|---|---------------------------|-----------|--|
| 5 | 介護予防支援費重複減算 | ▲112 単位/月 | 介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要支援 1・2 の者に対して、介護予防支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1 及び 2 の所定単位数から減算（※ 5）。 |
| 6 | 特別地域加算 | + 15/100 | 利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等。川崎市は対象外。）に居住している場合に、1 及び 2 の所定単位数に加算。 |
| 7 | 利用者負担上限管理加算 （月 1 回を限度） | 150 単位/回 | 指定特定相談支援事業者が、利用者負担合計額の管理を行った場合に加算。 |
| 8 | 特定事業所加算 | 300 単位/月 | 事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上の観点から、別記の要件をすべて満たしている場合に加算（※ 6）。 |
| 9 | 初回加算 （障害児相談支援のみ） | 500 単位/月 | 保護者の障害受容ができないこと等により、別記の要件のいずれかを満たす場合は、特にアセスメントに係る業務負担として評価し、加算（※ 7）。 |

※ 1 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合、両方とも障害児支援利用計画にて位置付けられるため、障害児相談支援対象者に対しては計画相談支援を行わず、障害児相談支援の支給決定を受け、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」を算定します。

※ 2 同一の月に継続サービス利用支援等を行った結果、サービス利用支援等を行った場合は、継続サービス利用支援費等は算定せず、サービス利用支援費等のみを算定します。なお、継続サービス利用支援等を行った結果、サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスを継続サービス利用支援等で行っているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費等は算定せず、サービス利用支援費等のみを算定します。

障害福祉サービス等の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援等を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費等は算定せず、サービス利用支援費のみ算定します。なお、これは障害福祉サービスの有効期間終了に伴う期間更新であり、利用者負担適用期間の更新ではないことに留意してください。

※ 3 障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援等を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費等及び継続サービス利用支援費等の両方を算定できます。

※ 4 継続サービス利用支援費等については、受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに継続サービス利用支援等を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等やむを得ない事情により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援等の実施予定月の翌月となった場合は、当該翌月においても継続サービス利用支援費等を算定することができます。この場合、当該翌月をサービス提供月として算定します。

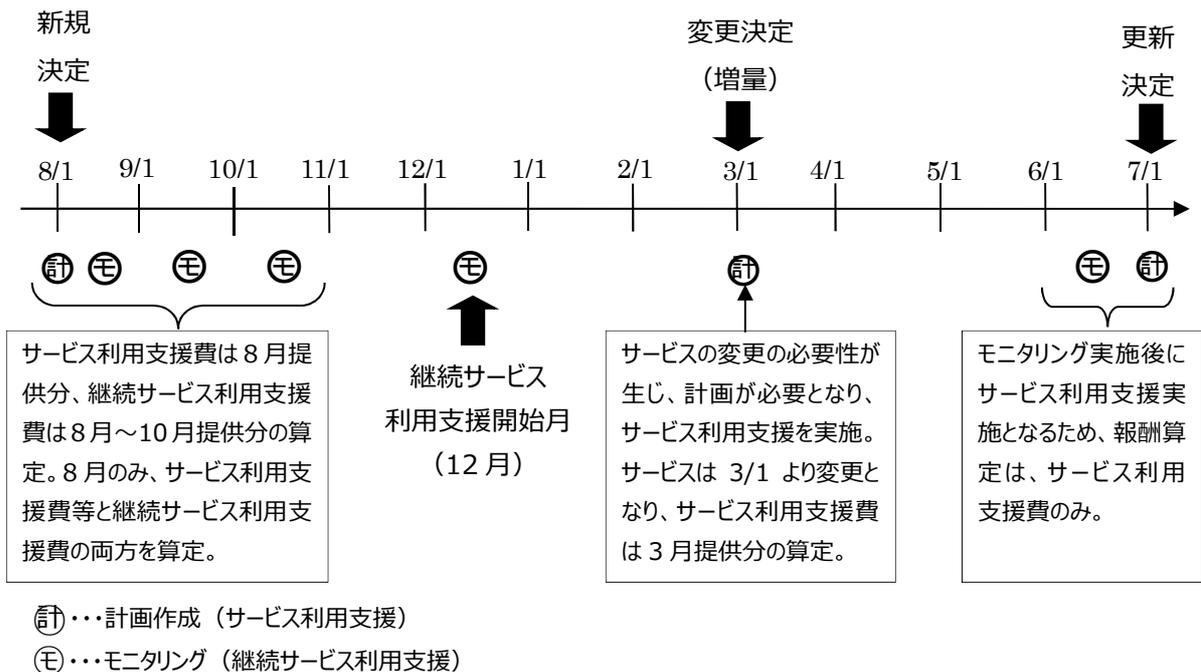
- ※ 5 同一の事業所であっても、ケアプランとサービス等利用計画の作成者が異なる職員であれば、減算はしません。
なお、この減算は計画相談支援のみです。
- ※ 6 以下の要件をすべて満たす場合に、特定事業所加算を算定できます。
- ア 常勤・専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち、1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
 - イ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的
に開催すること。
 - ウ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しているこ
と。
 - エ 新たに採用するすべての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研
修を実施していること。
 - オ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合
においても、当該事例に係る者に相談支援を提供していること。
 - カ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ※ 7 以下のいずれかを満たす場合に、初回加算を算定できます。
- ア 新規に障害児支援利用計画を作成する場合。
 - イ 前6か月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない対象者に対して障害児支
援利用援助を行った場合。

③ 報酬算定に係る一覧表

| | 想定されるパターン | 算定可能な給付費 | |
|---|---|----------------|---------------------------|
| | | サービス利用 支援費等 | 継続サービス 利用支援費等 |
| 1 | 障害福祉サービス等の新規の場合 | ○ | × |
| 2 | 障害福祉サービス等の新規又は変更で、3ヶ月間毎月モニタリング実施となった場合の新規開始月又は変更開始月の報酬算定（サービス利用支援等を行った後、同一の月に継続サービス利用支援等実施した場合） | ○ | ○ |
| 3 | モニタリング対象月にモニタリングを実施し、障害福祉サービス等の変更や更新が無い場合 | × | ○ ※やむを得ない場合には対象月の翌月でも可 |
| 4 | モニタリング対象月にモニタリングを実施し、障害福祉サービス等の変更や更新を行う場合（月をまたいだ場合も同様） | ○ | × |
| 5 | モニタリング対象外の月に、障害福祉サービス等の変更の必要性が生じ、変更申請→変更決定がなされた場合 | ○ | × |
| 6 | モニタリング対象外の月に、モニタリングを実施した場合 | × | × |

【報酬算定の具体例】

例 6月誕生日の利用者が、8月より新規で身体介護を利用開始（支給決定有効期間8月1日～6月30日）、モニタリング頻度は6か月ごとで新規のため3か月間毎月実施（8月～10月）、3月1日より身体介護の支給量を増量した場合の一連の流れ



④ 請求までの流れ

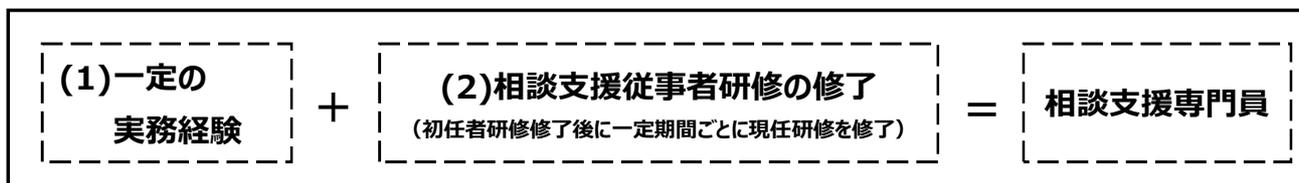
川崎市に対する報酬（計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費）の請求は、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）を經由して電子請求により行われます。請求事務については、下記の流れにより行われます。

| 時期 | 概要 | 内容 |
|-----|---------|--|
| 当月 | サービス提供月 | <p>○サービス利用支援費等は、サービス等利用計画案等作成後に障害福祉サービス等の支給決定を受けた後、サービス担当者会議等を踏まえたサービス等利用計画等を作成し、利用者から文書により同意を得て、保健福祉センター等へサービス等利用計画等を提出することによって請求することが可能となります。</p> <p>川崎市においては、このサービス提供月は、当該障害福祉サービス等の適用年月日が属する月としています。なお、計画作成日は、適用年月日と同日にしてください。</p> <p>（例：サービスを新規で 7/1 から利用の場合には、サービス利用支援費等を 7 月提供分として請求。）</p> <p>○継続サービス利用支援等費は、支給決定時に定められたモニタリング頻度に従って、該当月に実施し、モニタリング報告書を保健福祉センター等へ提出した上で、当該月提供分として請求してください。ただし、モニタリング実施後に、サービス利用支援等を実施する場合は除きます。</p> |
| 翌月 | 請求・審査月 | <p>国保連を經由して川崎市に電子請求（10 日までに請求）を行います。請求内容について、審査を行い請求内容に誤りがある場合には、請求の修正等が必要となる場合があります。</p> |
| 翌々月 | 支払月 | <p>国保連から指定口座に対して報酬が支払われます。</p> |

電子請求の手続きに必要となる I D・パスワードの発行等については、川崎市から指定特定相談支援事業者等の指定が行われた後に国保連から連絡があります。

3 相談支援専門員について

指定特定相談支援事業所等で行われる基本相談支援と計画相談支援等の業務については、「相談支援専門員」が担当します。相談支援専門員となるには、(1)一定の実務経験（実務経験等の区分に応じて3～10年以上）と、(2)相談支援従事者研修の修了、の2つの要件を満たす必要があります。



(1) 相談支援専門員となるために必要な一定の実務経験

相談支援専門員となる実務経験については、国が告示で定めている区分ごとに3～10年以上の実務経験が必要となります（詳しい実務経験の範囲は下表を御参照ください。）。なお、実務経験の有無は、指定申請、更新申請及び変更届出を提出する際に、過去に勤務していた事業所等が発行する実務経験証明書によって確認を行います。実務経験についての不明な点は、関係告示を御確認いただくか、所管課へお問い合わせください。

(相談支援専門員の実務経験)

| 業務の種類 | 業務の範囲 | 必要経験年数 |
|---------------------------------|--|--------|
| ① 相 談 支 援 業 務 | イ 平成18年10月1日において、下記に掲げる事業等に従事しており、平成18年9月30日までの間に相談支援に従事した者 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 ・障害児（者）地域療育等支援事業 ・市町村障害者生活支援事業 精神障害者地域生活支援センター | 3年以上 |
| | ロ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業 知的障害者支援事業 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 保健所 市町村役場 その他これらに準ずる施設 | 5年以上 |

| 業務の種類 | 業務の範囲 | 必要経験年数 |
|--|---|--------|
| ① 相 談 支 援 業 務 (前 頁 の 続 き) | 八 施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター その他これらに準ずる施設 ・身体障害者更生施設 ・知的障害者更生施設 ・身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、 身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホー ム ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、 知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、 肢体不自由児施設(入所、通所) 肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 | 5年以上 |
| | 二 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 1 を有する者 (4) 上記イからハに掲げる業務に 1 年間以上従事した者 | |

| 業務の種類 | 業務の範囲 | 必要経験年数 | |
|---------------------|---|--------|--|
| ② 直接 支援 業務 | イ 施設等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉ホーム ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉センター ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者デイサービスセンター ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉ホーム 障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 その他これらに準ずる施設 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、 児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、 児童デイサービス ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、 知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、 肢体不自由児施設（入所、通所）、 肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、 指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 | 10年以上 | |
| | ロ 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業 | | |
| | ハ 医療機関等において介護業務に従事する者 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設 | | |

| 業務の種類 | 業務の範囲 | 必要経験年数 |
|-------------|--|--------|
| ③ 就 労 | 就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター ・地域就労援助センター | 5年以上 |

| 業務の種類 | 業務の範囲 | 必要経験年数 |
|-------------|---|--------|
| ④ 教 育 | 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 特別支援学校 その他これらに準ずる機関 ・小学校、中学校の特別支援学級 | 5年以上 |

| 業務の種類 | 業務の範囲 | 必要経験年数 |
|-----------------------|--|--------|
| ⑤ 資 格 者 等 | イ 上記②の介護業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格 | 5年以上 |
| | ロ 上記①から④の業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者 | 3年以上 |

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

相談支援業務・・・身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
直接支援業務・・・身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

(2) 相談支援従事者研修

相談支援従事者研修について、平成 27 年度においては、下表のとおり 4 種類の研修があります。このうち、相談支援専門員となるには、①最初に相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」といいます。）を修了し、②その後一定期間ごとに相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」といいます。）を修了しなければなりません。

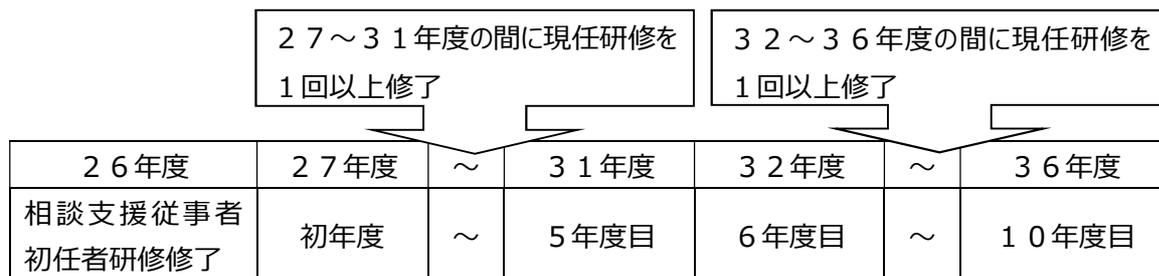
[相談支援従事者研修の種類]

| 研修の種類 | 研修の概要 |
|------------------|---|
| ① 初任者研修（必須） | 初任者研修は、相談支援専門員となろうとする方が最初に修了する研修で、講義と演習を併せて約 6 日間実施します。 |
| ② 現任研修（必須） | 初任者研修を修了した方に一定期間ごと（※）に修了する研修（必須）で講義と演習を併せて 約 3 日間実施します。 |
| ③ 実務研修 1・2・3（任意） | 川崎市が独自に実施する相談支援従事者研修です。経験年数に応じて受講対象者、研修内容が異なります。本研修は、現任研修と異なり、相談支援専門員資格には影響しませんが、学習の機会として積極的にご活用ください。 |
| ④ 専門コース別研修（任意） | 主に初任者研修を修了している方を対象として、神奈川県が実施している研修です。専門コース別研修も、現任研修と異なり、相談支援専門員資格には影響しませんが、学習の機会として積極的にご活用ください。 |

※…現任研修の受講の時期

初任者研修を修了した翌年度を起点として、5 年度ごとに現任研修を受講する必要があります。この期間内に現任研修を修了しなかった場合は、相談支援専門員の資格は失効します。再び相談支援専門員の資格を満たすためには、再度、初任者研修を受講する必要があります。

【例】平成 26 年度に初任者研修を修了した人の場合(実務経験を満たしている人)



第2章 特定相談支援事業・障害児相談支援事業の指定申請

1 指定申請について

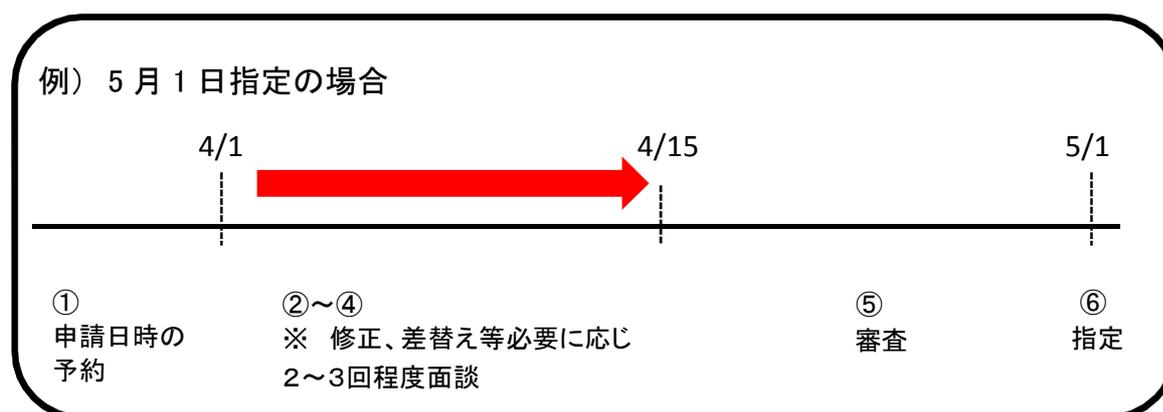
(1) 指定スケジュール

指 定 日：毎月1日

申請受理日：指定日前月の15日まで（15日が閉庁日の場合はその前開庁日まで）

(2) 申請から指定までの流れ

- ① 申請日時の予約
- ② 申請書の提出
- ③ 書類確認
- ④ 受理
- ⑤ 審査
- ⑥ 指定



① 申請日時の予約

・下記連絡先までお電話で事前予約をお願いいたします。（指定日の前々月末までに御連絡をお願いいたします。）

・申請受理までに概ね2～3回程度、書類の修正や差替え等でやりとりをさせていただく場合が多くなっています。従いまして、指定日前月の月初～5日頃までには初回の書類提出をお願いいたします。

<連絡先>

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課指定・指導担当

(TEL 044-200-2927)

② 申請書の提出

・申請書の書式、添付書類、記入例等は次頁の<掲載先>（インターネットページ）より御確認ください。

・申請書提出の際は、原本とコピーを一部ずつお持ちください。

・提出時は1時間程度お時間をいただき、その場で書類の確認を行います。

※申請書提出までに事業所に用いる建物の改修等が全て完了している必要があります。

<掲載先>

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「3. 新規指定申請様式等（相談支援事業）」

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=99&topid=3

③ 書類確認

・申請書を御提出いただいた後、改めて書類を確認し、②での指摘事項以外のものがございましたらお電話にて御連絡します。

④ 受理

・必要書類が全て揃った状態で、指定日前月の15日まで（15日が閉庁日の場合はその前開庁日まで）に御提出ください。

・②、③にて指摘させていただいた修正事項を全て反映した状態での御提出をお願いします。

※記入漏れや書類の不備がある場合には受理できない場合があります。指定日前月の15日までに受理できない場合、翌月以降の申請扱いといたしますので御了承ください。

⑤ 審査

・指定の要件を満たしているか審査を行います。

⑥ 指定

・指定日の前日までに、事業所あてに指定書等を普通郵便で送付します。

・指定書の再発行は致しませんので、大切に保管してください。

(3) 申請時の注意点

・法人格の必要性

指定特定相談支援事業所等の指定を申請する者は「法人」に限ります。

(社会福祉法人や株式会社等といった法人の種類については問いません。)

・定款について

申請に際しては、定款上に申請される事業が法人の行う事業として定められていることが必要です。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」とは異なりますので御注意ください。

<特定相談支援の場合>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

<一般相談支援の場合>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

<障害児相談支援の場合>

児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(4) その他

【障害福祉情報サービスかながわのメール登録について】

● 重要なお知らせ等の配信について

重要な情報や緊急のお知らせ等については、「障害福祉情報サービスかながわ」にご登録いただいているメールアドレスあてに送信していますので、指定書到着後、各事業所にて登録をお願い致します。

※メール配信をするサービスの範囲は配信内容によって異なりますので、サービスごとに登録をお願い致します。

● メールアドレスの登録方法

「障害福祉情報サービスかながわ」トップページの「事業所メンバー」から、新規指定時にかながわ福祉サービス振興会から送付されたIDとパスワードを使って行います（「事業所メンバー」ページに「登録マニュアル」が掲載されていますので御参照ください。）。

2 指定基準について

指定特定相談支援事業者等の指定を受けるための基準は、厚生労働省令にて定められています。人員、設備及び備品に関する基準等は下記のとおりですが、その他詳細は参考資料 1 及び参考資料 2 を御確認ください。

【人員に関する基準】

| | |
|------------|--|
| <p>従事者</p> | <p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること</p> <p><input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する相談支援専門員を配置すること</p> <p>※1 ただし、計画相談支援等の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所等の他の職務に従事させ、又は併設する他の事業所、施設等の職務に従事することができます。兼務の場合は、兼務する他の福祉サービス事業の職員配置基準にも留意してください（例：他事業所におけるサービス提供責任者、サービス管理責任者等）。なお、指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとします。</p> <p>※2 相談支援専門員とは指定計画相談支援にあたるものとして厚生労働大臣が定めるものをいいます（「平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 227 号」）。詳しくは前掲「第 1 章 3 相談支援専門員について」を御参照ください。</p> |
| <p>管理者</p> | <p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること</p> <p><input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。</p> <p>※ ただし、指定特定相談支援事業所等の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所等の他の職務に従事し、又は併設する他の事業所、施設等の職務に従事することができます。</p> |

【設備及び備品に関する基準】

| | |
|---------------|---|
| <p>設備及び備品</p> | <p><input type="checkbox"/> 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、計画相談支援等の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。</p> |
|---------------|---|

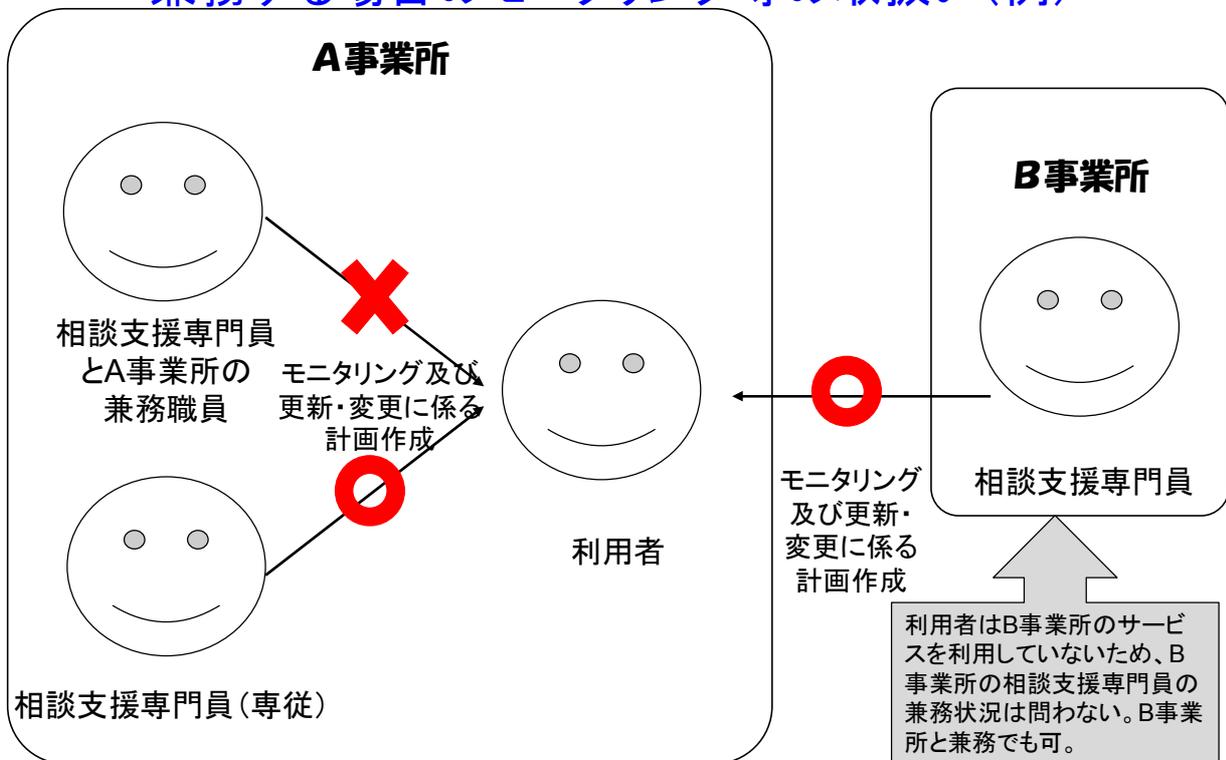
【相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合の継続サービス利用支援（モニタリング）等の取扱い】

相談支援専門員が担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合（地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。）については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援等を実施することを基本としています。なお、この取扱いは、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらないものです。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援等についても、上記と同様に当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本としています。

- ・ 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3か月以内の場合（サービス利用支援等とその直後の継続サービス利用支援等は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者等の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・ その他市がやむを得ないと認める場合

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い(例)



参考資料 1

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」

： 計画相談支援事業者として指定を受ける際の基準です。（基準省令）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」

： 上記の基準省令に対する国の解釈通知です。（解釈通知）

| | |
|---|---|
| <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省令第 28 号</p> | <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</p> <p style="text-align: right;">障発 0330 第 22 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障発 0329 第 15 号 平成 25 年 3 月 29 日 一部改正 障発 0331 第 53 号 平成 26 年 3 月 31 日 一部改正 障発 0331 第 22 号 平成 27 年 3 月 31 日</p> |
| <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障害児又は地域相談支援を利用する障害者をいう。</p> <p>二 サービス等利用計画案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五条第二十項に規定するサービス等利用計画案をいう。</p> <p>三 サービス等利用計画 法第五条第二十項に規定するサービス等利用計画をいう。</p> <p>四 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。</p> <p>五 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。</p> <p>六 指定障害者支援施設 法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。</p> <p>七 指定障害福祉サービス等 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。</p> <p>八 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。</p> <p>九 地域相談支援給付決定 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。</p> <p>十 地域相談支援給付決定の有効期間 法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。</p> <p>十一 指定一般相談支援事業者 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。</p> | <p>第一 基準の性格</p> <p>1 基準は、指定計画相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定特定相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定特定相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定特定相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> |

十二 指定地域相談支援 法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。

十三 計画相談支援対象障害者等 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。

十四 指定特定相談支援事業者 法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。

十五 指定計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。

十六 法定代理受領 法第五十一条の十七第三項の規定により計画相談支援対象障害者等に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定計画相談支援に要した費用の額の全部又は一部を指定特定相談支援事業者が受けることをいう。

(平二五厚労令四・平二五厚労令一二四・一部改正)

第二章 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針

第二条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第三条 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所(法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。)(以下「指定特定相談支援事業所」という。)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の

第二 指定計画相談支援に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 従業者 (基準第3条)

指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。

指定特定相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所におけ

| | |
|---|---|
| <p>他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第四条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> | <p>る勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定特定相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。</p> <p>これは、例えば、指定計画相談支援のサービス提供時間帯において、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>また、相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所（法第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。（支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じ。）</p> <p>① 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合</p> <p>② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）</p> <p>③ その他市町村がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 管理者（基準第4条）</p> <p>指定特定相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。また、指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>なお、管理者は、指定計画相談支援の従業者である必要はないものである。</p> |
|---|---|

第三節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等(以下「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約内容の報告等)

第六条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。

2 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意 (基準第5条)

指定特定相談支援事業者は、利用者に対し適切な指定計画相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定特定相談支援事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定計画相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

なお、利用者及び指定特定相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容
- ③ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定計画相談支援の提供開始年月日
- ⑤ 指定計画相談支援に係る苦情を受付けるための窓口を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

(2) 契約内容の報告等 (基準第6条)

指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。

また、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対してサービス等利用計画を作成したときは、市町村にその写しを遅滞なく提出しなければならないこととしている。

なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。

- ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合
- ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更

| | |
|--|---|
| <p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第七条 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第八条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定特定相談支援事業所が通常時に指定計画相談支援を提供する地域をいう。第十二条第二項及び第十九条第五号において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格の確認)</p> <p>第九条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証(法第二十二條第八項に規定する受給者証をいう。)又は地域相談支援受給者証(法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。)によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量(法第二十二條第七項に規定する支給量をいう。)又は地域相談支援給付量(法第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。)等確かめるものとする。</p> <p>(平二五厚労令一四・一部改正)</p> <p>(支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助)</p> <p>第十条 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定</p> | <p>が必要な場合</p> <p>③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合</p> <p>(3) 提供拒否の禁止 (基準第7条)</p> <p>指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>(4) サービス提供困難時の対応 (基準第8条)</p> <p>指定特定相談支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認められた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p> <p>(5) 受給資格の確認 (基準第9条)</p> <p>指定特定相談支援事業者は、現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている計画相談支援対象障害者等に対する指定計画相談支援の提供に際し、当該計画相談支援対象障害者等の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者等であること、法第5条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無及び支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。</p> <p>なお、指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめるものとする。</p> <p>(6) 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 (基準第10条)</p> <p>基準第10条は、利用者の支給決定又は地域相談</p> |
|--|---|

の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない

。
(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(計画相談支援給付費の額等の受領)

第十二条 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)の支払を受けるものとする。

2 指定特定相談支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができる。

3 指定特定相談支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しなければならない。

4 指定特定相談支援事業者は、第二項の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第十三条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第二十

支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

(7) 身分を証する書類の携行 (基準第11条)

利用者等が安心して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

なお、この証書等には、当該指定特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(8) 計画相談支援給付費の額等の受領 (基準第12条)

① 法定代理受領を行わない場合

基準第12条第1項は、指定特定相談支援事業者が、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際には、計画相談支援対象障害者等から法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した計画相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。

② 交通費の受領

同条第2項は、指定計画相談支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定計画相談支援を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができることとしたものである。

③ 領収証の交付

同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等に対して領収証を交付することとしたものである。

④ 利用者の事前の同意

同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ることとしたものである。

(9) 利用者負担額に係る管理 (第13条)

指定特定相談支援事業者は、利用者負担額に係る管理を行う場合の具体的な取扱いについては、別途通知するところによるものとする。

九条第三項第二号に掲げる額の合計額(以下この条において「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(計画相談支援給付費の額に係る通知等)

第十四条 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、第十二条第一項の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しなければならない。

(指定計画相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定計画相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

(10) 計画相談支援給付費の額に係る通知等 (基準第14条)

① 利用者への通知

基準第14条第1項は、指定特定相談支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の利用者への交付同条第2項は、基準第12条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他計画相談支援対象障害者等が市町村に対し計画相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。

(11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針 (基準第15条)

利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の実施状況の把握等の指定計画相談支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う相談支援専門員の責務を明らかにしたものである。

① 相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等 (第1項第1号)

指定特定相談支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。

② 指定計画相談支援の基本的留意点 (第1項第2号)

指定計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように

| | |
|---|---|
| <p>2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。</p> <p>二 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p> <p>三 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>四 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならない。</p> | <p>説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p> <p>③ サービス等利用計画作成の基本理念（第2項第1号）</p> <p>サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。</p> <p>④ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（第2項第2号）</p> <p>利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。</p> <p>⑤ 総合的なサービス等利用計画の作成（第2項第3号）</p> <p>サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。</p> <p>⑥ 利用者等によるサービスの選択（第2項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。</p> |
|---|---|

五 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下この項及び第三十条第二項第二号ロにおいて「アセスメント」という。)を行わなければならない。

六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

七 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。

⑦ アセスメントの実施（第2項第5号）

サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。

アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。

なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。

⑧ アセスメントにおける留意点（第2項第6号）

相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。

⑨ サービス等利用計画案の作成（第2項第7号）

相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。

なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律

八 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第十九条第一項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

九 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。

十 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。

⑩ サービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第8号）

サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。

なお、利用者への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付等の対象となるか区分した上で行う必要がある。

⑪ サービス等利用計画案の交付（第2項第9号）

相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画案は、5年間保存しなければならない。

⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第10号）

相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、支給決定又は地域相談支援給付決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成

| | |
|---|--|
| <p>十一 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>十二 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第二号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。次号及び第三十条第二項第二号において「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p> | <p>18年厚生労働省令第171号)第12条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号)第8条において、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑬ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意(第11号)</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なければならない。</p> <p>⑭ サービス等利用計画の交付(第12号)</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第11号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑮ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等(第3項第1号)</p> <p>指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。</p> <p>三 前項第一号から第七号まで及び第十号から第十二号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。</p> <p>四 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者とその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> | <p>談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p> <p>なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該福祉サービスの事業を行う者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑯ モニタリングの実施（第3項第2号）</p> <p>相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑰ サービス等利用計画の変更（第3項第3号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第10号から第12号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。</p> <p>なお、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。</p> <p>ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。</p> <p>⑱ 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者とその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> |
|---|--|

五 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。
(平二五厚労令一二四・一部改正)

(利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付)

第十六条 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知)

第十七条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第十八条 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十九条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

⑯ 指定障害者支援施設等との連携(第3項第5号)

相談支援専門員は、指定障害者支援施設等又は精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。

(12) 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付(基準第16条)

指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申出があった場合には、変更後の指定特定相談支援事業者が滞りなく指定計画相談支援の業務を行うことができるよう、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。

(13) 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知(基準第17条)

法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収できるものであり、指定特定相談支援事業者は、その計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な手段によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

(14) 管理者の責務(基準第18条)

指定特定相談支援事業所の管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第2章第3節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。

(15) 運営規程(基準第19条)

指定計画相談支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 従業者の職種、員数及び職務の内容(第2号)

従業者については、相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。

| | |
|---|--|
| <p>四 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十条 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> | <p>② 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額（第4号）</p> <p>指定計画相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び計画相談支援対象障害者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</p> <p>計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額については、計画相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、基準第12条第2項に規定する額を指すものである。</p> <p>③ 通常の事業の実施地域（第5号）</p> <p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6号）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。</p> <p>⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）</p> <p>「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定特定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等） <p>等を指すものであること。</p> <p>(16) 勤務体制の確保等（基準第20条）</p> <p>利用者等に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、従業員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 基準第20条第1項は、指定特定相談支援事業</p> |
|---|--|

2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させなければならない。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二十一条 指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

第二十二条 指定特定相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること

② 同条第2項は、当該指定特定相談支援事業所の従業員によって指定計画相談支援を提供すべきことを規定したものであるが、指定特定相談支援事業所の従業員とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指すものであること。

③ 同条第3項は、当該指定特定相談支援事業所の従業員の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

(17) 設備及び備品等（基準第21条）

① 事務室

指定特定相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定計画相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

② 受付等のスペースの確保

事務室又は指定計画相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできる等利用しやすい構造とする。

③ 設備及び備品等

指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

(18) 衛生管理等（基準第22条）

指定特定相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定相談支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。

| | |
|---|---|
| <p>(揭示等)</p> <p>第二十三条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経歴年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第二十四条 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(広告)</p> <p>第二十五条 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止)</p> <p>第二十六条 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して</p> | <p>(19) 揭示等（第23条）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定計画相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については(1)参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定特定相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である。</p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p> <p>(20) 秘密保持等（基準第24条）</p> <p>① 基準第24条第1項は、指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定特定相談支援事業者に対して、過去に当該指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置く等の措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、相談支援専門員及びサービス等利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定特定相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(21) 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止（基準第26条）</p> <p>① 基準第26条第1項は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、指定特定相談支援事業者及び指</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>2 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第二十七条 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> | <p>定特定相談支援事業所の管理者が当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じるものである。これは、サービス等利用計画があくまで利用者の解決すべき課題に即したものであることを要求したものである。例えば、指定特定相談支援事業者又は指定特定相談支援事業所の管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が利用者に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をうたったものであり、例えば、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。</p> <p>③ 同条第3項は、計画相談支援の公正中立を確保するために、指定特定相談支援事業者及びその従業者が、利用者に対して特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービスの事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。</p> <p>(22) 苦情解決（基準第27条）</p> <p>① 基準第27条第1項は、利用者の保護及び適切かつ円滑な指定計画相談支援及び福祉サービス等の利用に資するため、自ら提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこととしたものである。そのために、苦情を受付けるための窓口を設置する等、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して利用者説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第2項は、苦情に対し指定特定相談支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定特定相談支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録する</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>3 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第五十一条の二十七第二項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。</p> <p>7 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) 第二十八条 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故</p> | <p>ことを義務付けたものである。また、指定特定相談支援事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>③ 同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定特定相談支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>(23) 事故発生時の対応（基準第28条） 利用者等が安心して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者等</p> |
|---|---|

に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第二十九条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十条 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

ロ アセスメントの記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

三 第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

① 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定相談支援事業者が定めておくことが望ましいこと。

② 指定特定相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

③ 指定特定相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

(24) 会計の区分（基準第29条）

指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

(25) 記録の整備（基準第30条）

基準第30条第2項により、指定特定相談支援事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかななければならないこととしたものであること。

① 第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

ロ アセスメントの記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

③ 第17条に規定する市町村への通知に係る記録

④ 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

⑤ 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

| | |
|---|--|
| <p>この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号）</p> <p>この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二五年一月二二日厚生労働省令第一二四号）</p> <p>抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> | |
|---|--|

参考資料 2

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」

： 相談支援事業者として指定を受ける際の基準です。（基準省令）

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」について

： 上記の基準省令に対する国の解釈通知です。（解釈通知）

| | |
|---|---|
| <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省令第 29 号</p> | <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</p> <p style="text-align: right;">障発 0330 第 23 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障発 0329 第 15 号 平成 25 年 3 月 29 日 一部改正 障発 0331 第 23 号 平成 27 年 3 月 31 日</p> |
| <p>第一章 総則 (定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害児支援利用計画案 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画案をいう。</p> <p>二 障害児支援利用計画 法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。</p> <p>三 指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。</p> <p>四 指定通所支援 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。</p> <p>五 通所給付決定 法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。</p> <p>六 通所給付決定の有効期間 法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。</p> <p>七 指定障害児入所施設等 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。</p> <p>八 障害児相談支援対象保護者 法第二十四条の二十六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。</p> <p>九 指定障害児相談支援事業者 法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。</p> <p>十 指定障害児相談支援 法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。</p> <p>十一 法定代理受領 法第二十四条の二十六第三項の規定により障害児相談支援対象保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定障害児相談支援に要した費用の全部又は一部を指定障害児相談支援事業者が受けることをいう。</p> <p>第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関</p> | <p>第一 基準の性格</p> <p>1 基準は、指定障害児相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害児相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定障害児相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> |

する基準

第一節 基本方針

第二条 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。

2 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第三条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。）（以下「指定障害児相談支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第二 指定障害児相談支援に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 従業者（基準第3条）

指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。

指定障害児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。

ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定障害児相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。

これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。

| | |
|---|--|
| <p>(管理者)</p> <p>第四条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>第三節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第五条 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該</p> | <p>また、相談支援専門員が担当する障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所（法第21条の5の3第1項の指定に係る障害児通所支援事業所をいう。）又は基準該当障害児通所支援事業所（法第21条の5の4第3項第2号の基準該当通所支援の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）の業務と兼務する場合には、指定障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、指定障害児通所支援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。（通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。）</p> <p>① 身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合</p> <p>② 通所給付決定又は通所給付決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該通所給付決定等から概ね3ヶ月以内の場合（障害児支援利用援助とその直後の継続障害児支援利用援助は一体的な業務であること、また、指定障害児相談支援事業者の変更に当たっては障害児の保護者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）</p> <p>③ その他市町村がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 管理者（基準第4条）</p> <p>指定障害児相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定障害児相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。また、指定特定相談支援事業所の業務と兼務する場合には、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>なお、管理者は、指定障害児相談支援の従業者である必要はないものである。</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し適切な指定障害児相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定障害児相談支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p> <p>（契約内容の報告等）</p> <p>第六条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。</p> <p>（提供拒否の禁止）</p> <p>第七条 指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んではならない。</p> | <p>に説明を行い、当該事業所から指定障害児相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用申込者及び指定障害児相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ③ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定障害児相談支援の提供開始年月日 ⑤ 指定障害児相談支援に係る苦情を受付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 <p>なお、利用申込者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(2) 契約内容の報告等（基準第6条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して障害児支援利用計画を作成したときは、市町村にその写しを遅滞なく提出しなければならないこととしている。</p> <p>なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通所給付決定の更新や変更が必要となる場合 ② 障害児の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 <p>(3) 提供拒否の禁止（基準第7条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場 |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第八条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定障害児相談支援事業所が通常時に指定障害児相談支援を提供する地域をいう。第十二条第二項及び第十九条第五号において同じ。）等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格の確認)</p> <p>第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>(通所給付決定の申請に係る援助)</p> <p>第十条 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第十一条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携</p> | <p>合</p> <p>② 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合</p> <p>④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>(4) サービス提供困難時の対応（基準第8条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認められた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p> <p>(5) 受給資格の確認（基準第9条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、現に通所給付決定を受けている障害児相談支援対象保護者に対する指定障害児相談支援の提供に際し、当該障害児相談支援対象保護者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無及び通所給付決定の有効期間、支給量等障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。</p> <p>なお、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめるものとする。</p> <p>(6) 通所給付決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助（基準第10条）</p> <p>基準第10条は、障害児の保護者の通所給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該障害児の保護者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該障害児の保護者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p> <p>(7) 身分を証する書類の携行（基準第11条）</p> <p>障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、当該指定</p> |
|--|---|

行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(障害児相談支援給付費の額等の受領)

第十二条 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けるものとする。

2 指定障害児相談支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができる。

3 指定障害児相談支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しなければならない。

4 指定障害児相談支援事業者は、第二項の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第十三条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第二十一条の五の三第二項第二号に掲げる額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければな

障害児相談支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

なお、この証書等には、当該指定障害児相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(8) 障害児相談支援給付費の額等の受領（基準第12条）

① 法定代理受領を行わない場合

基準第12条第1項は、指定障害児相談支援事業者が、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際には、障害児相談支援対象保護者から法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した障害児相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。

② 交通費の受領

同条第2項は、指定障害児相談支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定障害児相談支援を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができることとしたものである。

③ 領収証の交付

同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、障害児相談支援対象障害者に対して領収証を交付することとしたものである。

④ 障害児の事前の同意

同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ることとしたものである。

(9) 障害児負担額に係る管理（第13条）

指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額に係る管理を行う場合の具体的な取扱いについては、別途通知するところによるものとする。

| | |
|--|--|
| <p>らない。</p> <p>(障害児相談支援給付費の額に係る通知等)</p> <p>第十四条 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、第十二条第一項の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)</p> <p>第十五条 指定障害児相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>二 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p> <p>2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障</p> | <p>(10) 障害児相談支援給付費の額に係る通知等(基準第14条)</p> <p>① 障害児相談支援対象保護者への通知</p> <p>基準第14条第1項は、指定障害児相談支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合には、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の利用者への交付</p> <p>同条第2項は、基準第12条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他障害児相談支援対象保護者が市町村に対し障害児相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針(基準第15条)</p> <p>障害児に係るアセスメントの実施、障害児支援利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の実施状況の把握などの指定障害児相談支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う相談支援専門員の責務を明らかにしたものである。</p> <p>① 相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成等(第1項第1号)</p> <p>指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。</p> <p>② 指定障害児相談支援の基本的留意点(第1項第2号)</p> <p>指定障害児相談支援は、障害児及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定障害児相談支援について障害児及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定障害児相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。</p> <p>二 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p> <p>三 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>四 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しなければならない。</p> | <p>③ 障害児支援利用計画作成の基本理念（第2項第1号）</p> <p>障害児支援利用計画の作成にあたっては、障害児等の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。</p> <p>④ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（第2項第2号）</p> <p>障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、障害児の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。</p> <p>⑤ 総合的な障害児支援利用計画の作成（第2項第3号）</p> <p>障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、障害児支援利用計画の作成又は変更に当たっては、障害児及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定通所支援等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。</p> <p>⑥ 障害児等によるサービスの選択（第2項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、障害児等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該障害児等が居住する地域の指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供することにより、障害児等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、障害児等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障害児支援利用計画案を最初から提示することがあってはならない。</p> |
|---|--|

五 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下この項及び第三十条第二項第二号ロにおいて「アセスメント」という。）を行わなければならない。

六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

⑦ アセスメントの実施（第2項第5号）

障害児支援利用計画は、個々の障害児の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に先立ち障害児のアセスメントを行わなければならない。

アセスメントとは、障害児が既に提供を受けている福祉サービス等や障害児の状況等の障害児を取り巻く環境等の評価を通じて障害児が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、障害児の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。

なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その障害児の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。

⑧ アセスメントにおける留意点（第2項第6号）

相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、障害児やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。

⑨ 障害児支援利用計画案の作成（第2項第7号）

相談支援専門員は、障害児支援利用計画が障害児の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、障害児支援利用計画案を作成しなければならない。したがって、障害児支援利用計画案は、障害児及びその家族の希望並びに障害児について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。

なお、当該障害児支援利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律

| | |
|--|---|
| <p>八 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならぬ。</p> <p>九 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しなければならない。</p> <p>十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。</p> | <p>に設定することのないよう障害児の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び各指定通所支援の評価を行い得るようにすることが重要である。</p> <p>⑩ 障害児支援利用計画案の説明及び同意（第2項第8号） 障害児支援利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、障害児等自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は障害児等の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても障害児等の希望を尊重するとともに、作成された障害児支援利用計画案についても、最終的には、その内容について障害児又はその家族に説明を行った上で文書によって障害児等の同意を得ることを義務づけることにより、障害児等によるサービスの選択やサービス内容等への障害児等の意向の反映の機会を保障するものである。 なお、障害児又はその家族への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる障害児通所給付費等の対象となるか区分した上で行う必要がある。</p> <p>⑪ 障害児支援利用計画案の交付（第2項第9号） 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、遅滞なく障害児等に交付しなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画案は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第10号） 相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。 なお、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>十一 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。</p> <p>十二 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（障害児についての継続的な評価を含む。次号及び第三十条第二号二において「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請</p> | <p>等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)第15条において、指定障害児通所支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑬ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意（第2項第11号）</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって障害児等の同意を得なければならない。</p> <p>⑭ 障害児支援利用計画の交付（第2項第12号）</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案について、第11号の障害児等の同意を得た後、障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対して障害児支援利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑮ 障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号）</p> <p>指定障害児相談支援においては、障害児の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで障害児に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、障害児支援利用計画の</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>の勧奨を行うものとする。</p> <p>二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第八項 に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。</p> <p>三 前項第一号から第七号まで及び第十号から第十二号までの規定は、第一号に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。</p> | <p>作成後においても、障害児及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、障害児支援利用計画の実施状況や障害児についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p> <p>なお、障害児の解決すべき課題の変化は、障害児に直接サービスを提供する福祉サービス事業を行う者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該福祉サービスの事業を行う者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、障害児の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。</p> <p>なお、基準第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5 年間保存しなければならない。</p> <p>⑯ モニタリングの実施（第 3 項第 2 号）</p> <p>相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町村が通所給付決定の際に、障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに、障害児の居宅で面接を行い、その結果を記録することが必要である。</p> <p>なお、基準第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5 年間保存しなければならない。</p> <p>⑰ 障害児支援利用計画の変更（第 3 項第 3 号）</p> <p>相談支援専門員は、障害児支援利用計画を変更する際には、原則として、基準第 1 5 条第 2 項第 1 号から第 7 号及び第 1 0 号から第 1 2 号までに規定された障害児支援利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。</p> <p>なお、障害児等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第 3 項第 1 号（障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>四 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>五 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。</p> <p>(障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付)</p> <p>第十六条 指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。</p> <p>(障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第十七条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第十八条 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> | <p>⑯ 指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>⑰ 指定障害児入所施設等との連携（第3項第5号）</p> <p>相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から障害児相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、指定障害児入所施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。</p> <p>(12) 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付（基準第16条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等からの申出があった場合には、変更後の指定障害児相談支援事業者が滞りなく指定障害児相談支援の業務を行うことができるよう、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(13) 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知（基準第17条）</p> <p>法第57条の2第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって障害児相談支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収できるものであり、指定障害児相談支援事業者は、その障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な手段によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 管理者の責務（基準第18条）</p> <p>指定障害児相談支援事業所の管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第2章第3節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>第十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他運営に関する重要事項</p> | <p>(15) 運営規程（基準第19条）</p> <p>指定障害児相談支援の事業の適正な運営及び障害児に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害児相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号） 従業者については、相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。</p> <p>② 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額（第4号） 指定障害児相談支援の提供方法及び内容については、サービス内容及び障害児相談支援対象保護者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額については、障害児相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほか、基準第12条第2項に規定する額を指すものである。</p> <p>③ 通常の事業の実施地域（第5号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6号） 指定障害児相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。</p> <p>⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号） 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害児相談支援事業者は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十条 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させなければならない。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (設備及び備品等)</p> <p>第二十一条 指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 (衛生管理等)</p> | <p>ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）等を指すものであること。</p> <p>(16) 勤務体制の確保等（基準第20条） 障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 基準第20条第1項は、指定障害児相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること</p> <p>② 同条第2項は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者によって指定障害児相談支援を提供すべきことを規定したものであるが、指定障害児相談支援事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。</p> <p>③ 同条第3項は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p> <p>(17) 設備及び備品等（基準第21条）</p> <p>① 事務室 指定障害児相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定障害児相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定障害児相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は障害児等が直接出入りできる等利用しやすい構造とする。</p> <p>③ 設備及び備品等 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等同一敷地内にある場合であって、指定障害児相談支援の事業又は当該他の</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>第二十二條 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(揭示等)</p> <p>第二十三條 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第二十四條 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p> | <p>事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>(18) 衛生管理等（基準第22条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(19) 揭示等（第23条）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定障害児相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については(1)参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定障害児相談支援事業所への当該重要事項の揭示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても障害児等の保護を図る趣旨である。</p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び障害児相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p> <p>(20) 秘密保持等（基準第24条）</p> <p>① 基準第24条第1項は、指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害児相談支援事業者に対して、過去に当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置く等の措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、相談支援専門員及び障害児支援利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定障害児相談支援</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>(広告)</p> <p>第二十五条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止)</p> <p>第二十六条 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることへの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第二十七条 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福</p> | <p>事業者等は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(21) 障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止 (基準第26条)</p> <p>① 基準第26条第1項は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者が当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じるものである。これは、障害児支援利用計画があくまで障害児の解決すべき課題に即したものであることを要求したものである。例えば、指定障害児相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業所の管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障害児等に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をうたったものであり、例えば、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。</p> <p>③ 同条第3項は、相談支援の公正中立を確保するために、指定障害児相談支援事業者及びその従業者が、障害児等に対して特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを利用させることへの対償として、当該福祉サービスの事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。</p> <p>(22) 苦情解決 (基準第27条)</p> <p>① 基準第27条第1項は、障害児等の保護及び適切かつ円滑な指定障害児相談支援及び福祉サービス等</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>社サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第二十四条の三十四第一項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第五十七条の三の二第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第五十七条の三の三第四項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都</p> | <p>の利用に資するため、自ら提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に対する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこととしたものである。そのため、苦情を受付けるための窓口を設置する等、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して障害児又はその家族に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第2項は、苦情に対し指定障害児相談支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定障害児相談支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定障害児相談支援事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>③ 同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定障害児相談支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しなければならない。</p> <p>7 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第二十八条 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第二十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十条 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> | <p>④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんのできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>(23) 事故発生時の対応 (基準第28条)</p> <p>障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。k。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定障害児相談支援事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定障害児相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定障害児相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。</p> <p>(24) 会計の区分 (基準第29条)</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</p> <p>(25) 記録の整備 (基準第30条)</p> <p>基準第30条第2項により、指定障害児相談支援事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>2 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>二 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画</p> <p>ロ アセスメントの記録</p> <p>ハ サービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ モニタリングの結果の記録</p> <p>三 第十七条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>附 則 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二六年十一月一三日厚生労働省令第一二二号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。</p> | <p>年間備えておかなければならないこととしたものであること。</p> <p>① 第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画</p> <p>ロ アセスメントの記録</p> <p>ハ サービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 第17条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> |
|--|--|